

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、公告する。

令和7年6月25日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌



1 業務内容

(1) 委託業務名

太田川流域下水道東部浄化センター
I系汚泥処理棟汚泥貯留槽清掃業務

(2) 委託業務場所

広島市南区向洋沖町1番1号

(3) 委託業務概要

東部浄化センターI系汚泥処理棟にある汚泥貯留槽底部に堆積した汚泥を強力吸引車で除去し、槽内洗浄を行う。また、除去した汚泥は搬出し処理処分を行う。

ア 搬出处分予定数量 年間 約90t (45t×2回/年、9月と3月実施予定)

イ 汚泥性状 MAP (リン酸マグネシウムアンモニウム) の混合した消化汚泥
含水率 約98%

(4) 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 入札方法

トン当たりの単価で入札に付する。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア	営業に必要な右欄の許可等を受けていること。	1 広島県又は広島市の産業廃棄物の中間処理業(汚泥の焼却)の許可 2 広島県又は広島市の産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可
イ	本社、支社、営業所等を右欄の地域に有すること。	広島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡坂町、同郡熊野町
ウ	他の入札参加希望者と次のいずれの関係にある者でもないこと。 (ア) 他の入札参加希望者の親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。) (イ) 他の入札参加希望者の子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。) (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社 (エ) 役員又は管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人を言う。以下同じ。)が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者 (オ) その他他の入札参加希望者と前記(ア)から(エ)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者	
エ	前各号に掲げる事項のほか、次の事項を満たすこと。 (ア) 再委託は認めない。	

3 入札手続等

(1) 設計図書の閲覧及び質問に関する事項

ア 閲覧期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月14日（月）まで（広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日（「休日」という。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、閲覧及び公社ホームページに掲載する。

イ 閲覧場所

〒734-0056 広島市南区内洋沖町1番1号
公益財団法人広島県下水道公社（太田川流域下水道東部浄化センター）総務課
電話（082）286-8200

ウ 設計図書に対する質問

令和7年6月25日（水）から令和7年7月7日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、書面を持参によりイの閲覧場所に提出すること。

エ 質問に対する回答書

令和7年6月25日（水）から令和7年7月14日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、イの閲覧場所において閲覧に供する。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)イの場所

ウ 提出期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月3日（木）まで（休日は除く。）の午前9時から午後4時30分まで。

エ 提出方法

持参による。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年7月7日（月）までに通知する。

カ 入札参加資格確認申請書等

入札参加資格確認申請書等の用紙はウの期間に上記(1)イの場所で配布する。又は公社ホームページからダウンロードすること。

(3) 入札日時及び場所

ア 日時

令和7年7月15日（火） 午前10時00分

イ 場所

広島市南区内洋沖町1番1号
公益財団法人広島県下水道公社（太田川流域下水道東部浄化センター）2階会議室

4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

5 その他

前各項及び前各号に掲げるもののほか、別紙一般競争入札公告共通事項（委託業務）による。

6 問い合わせ先

〒734-0056 広島市南区内洋沖町1番1号
公益財団法人広島県下水道公社 総務課
電話（082）286-8200 ファクシミリ（082）286-8188

一般競争入札公告共通事項（委託業務）

1 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ア この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社の入札等の参加制限及び広島県の指名除外措置の対象となっていないこと
- イ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件委託業務の受託者となることを禁止する内容を含まない処分であつて、すでに広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者又はこれらの者が事実上支配していると認められる団体若しくはその構成員でないこと

2 入札参加資格確認申請書等について

- (1) 入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- (2) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。また、後日指名除外措置を行うことがある。

3 入札方法等

- (1) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (2) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき
 - オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク その他広島県契約規則第21条各号の一に該当するとき
- (3) 開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行つて落札者を決定する。

4 入札保証金

免除する。

5 契約保証金

広島県契約規則第4条第1項第1号又は5号の場合においては免除する。

6 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。